

令和9年度保育園入園ガイド

受付期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月23日（金）

提出場所

町内各保育園

目次

1. 保育園とは	1
2. 手続きについて	1
3. 教育・保育給付認定について	1
4. 利用調整について	2
5. 教育・保育給付認定及び保育園入園の申込みについて（4月入園希望者）	2
6. 年度途中入園について（5月以降入園希望者）	4
7. 利用者負担額（保育料）・副食費について	4
8. 入園決定後の注意	5

保 育 園 入 園 ガ イ ド

<令和8年9月現在>

保育園への入園を希望される方は、このガイドをご確認いただいてからお申込みください。

1. 保育園とは

保育園は、保護者が保育を必要とする事由に該当し、お子さまにとって保育が必要と認められる場合に、保護者に代わって保育を行う施設です。

入園の際には、3ページ「保育を必要とする事由」に該当することが要件となります。

※入園後家庭の状況が変化し、家庭で保育できるようになった場合（保育を必要とする事由に該当しなくなった場合）は、年度の途中でも退園していただくことがありますので、ご了承ください。

<保育園開所時間・休園日>

- ・開所時間：7時30分～18時30分（土曜保育については、ニーズに応じて弾力的に対応しています。）
- ・休日保育：日曜日、祝日 8時～17時（休日保育の利用を検討される場合は、お問い合わせください。）
- ・休園日：年末年始（12月29日～1月3日）

2. 手続きについて

保育園の利用を希望する方は、必要書類を入園を希望する園に提出してください。申込みの流れ、提出書類の詳細については、「5. 教育・保育給付認定及び保育園入園の申込みについて」を確認してください。

3. 教育・保育給付認定について

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が導入され、入園の決定とは別に、教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）を受ける必要があります。「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」にて入園と同時に申込みいただくことになります。なお、令和9年度新入園に向けて教育・保育給付認定事務が集中し、審査に時間を要することから、教育・保育給付認定の審査結果や施設利用決定通知については、翌年1月中旬に送付する予定です。

※子ども・子育て支援新制度の詳しい内容については、子ども家庭庁「子ども・子育て支援制度」のホームページをご参照ください。（<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>）

認定区分	年 齢	対象者	保育時間
2号認定	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育園での保育を希望する場合	①保育標準時間 (最大 11 時間/日)
3号認定	満3歳未満		②保育短時間 (最大 8 時間/日) ※「(2) 保育の必要量」で詳細説明

2号認定、3号認定の教育・保育給付認定に当たっては、次（次頁）の2点が考慮されます。

(1) 保育を必要とする事由（次のいずれかに該当することが必要です。）

①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）

※1か月当たり就労時間が64時間以上の方が対象です。

②妊娠や出産（予定日の6週間前の日から、8週後の日の翌日が属する月末までの間で、保護者が希望する期間）

③保護者の疾病や障がい

④同居又は長期入院等している親族の介護や看護

⑤災害復旧

⑥求職（就職）活動（起業準備を含む）（最大90日間（4月1日入園の場合は6月30日まで））

⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨その他、上記に類する状態として町が認める場合

※②、⑥については、期限付きの入園となります。

※年度途中に保育を必要とする事由に変更がある場合は、教育・保育給付認定の変更申請が必要です。

(2) 保育の必要量（就労等の事由で保育を利用する場合、次のいずれかの利用時間となります。）

①「保育標準時間」認定 (7:30~18:30のうち、保育が必要な時間)	就労等が1か月120時間以上を想定した 利用時間
②「保育短時間」認定 (8:00~16:00のうち、保育が必要な時間)	就労等が1か月64時間以上120時間 未満を想定した利用時間

※保育の必要量の認定は、保護者の状況を書面にて確認し認定するものとします。

4. 利用調整について

募集人数より入園希望者が多い場合は、利用調整を行います。調整の結果、希望する保育園に入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※特に3歳未満児はご希望に添えない場合があります。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、在園の兄弟姉妹と同一保育園を希望、お子さまの障がいなどの場合には、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

5. 教育・保育給付認定及び保育園入園の申込みについて（4月入園希望者）

<入園申込みから決定までの流れ>

- ・ 申込み受付期間：10月1日（木）から10月23日（金）まで
- ・ 申込み先：入園を希望する園
- ・ 申込み時の提出書類：3ページを参照してください。
- ・ 役場からの書類発送時期：支給認定証・施設利用決定通知書 翌年1月中旬（予定）

入園の決定方法は、
先着順ではありません。

<申込み時に提出が必要な書類>

- ① 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書：お子さま 1 人につき 1 枚
- ② 「保育を必要とする事由」を確認する書類：1 世帯で 1 組（父・母両名分）
同居している 6 5 歳未満（令和 9 年 4 月 1 日時点）の祖父母分も必要です。
※該当する事由の様式に添付書類を添えて提出してください。
- ③ 家庭状況調査書：1 世帯で 1 枚
- ④ 重要事項確認書兼同意書：1 世帯で 1 枚
- ⑤ 【該当者のみ】同一世帯内に障がいのある方がいる場合：障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー
※①②④の書類は、申請者、就労先事業者等による署名又は記名押印をお願いします。
※訂正する場合は申請者印、証明者印（会社印等）で訂正してください。

（②「保育を必要とする事由」を確認する書類の様式一覧）

事 由		提 出 書 類	注 意 事 項
就 労	・ 外勤 ・ 内職	保護者の就労申告書兼証明書（様式 1）	勤務先の証明が必要です。 次に該当する場合、こちらの様式です。 ・ 会社が法人化している場合 ・ 法人化はしていないが、事業主がお子さまの父母以外の場合 ※育児休暇中の方は、休暇期間等の欄も記入が必要です。
	・ 自営業 ・ 農業、漁業	保護者の就労申告書兼証明書（様式 2）	事業主がお子さまの父母であり、法人化していない場合はこちらの様式です。 ①②いずれかの証明が必要です。 ①民生委員・児童委員または農家・漁家組合長等の証明 ②次のいずれか 1 点の書類（写し）を添付 ・ 源泉徴収票、前年の税申告書、営業許可証、開業届、出荷証明書、水揚証明書、耕作証明、水稻共済細目書など
求職活動 （期限あり）		申告書（様式 3）	入園期間は最大 9 0 日間です。 勤務先が決定次第、様式 1 または 2 を提出してください。
妊娠、出産 （期限あり）		・ 申告書（様式 4） ・ 母子健康手帳の写し等	入園期間は出産予定日の 6 週前の日～8 週後の日の翌日が属する月末の間で、保護者が希望する期間です。
病気又は障がい		・ 申告書（様式 4） ・ 診断書、障害者手帳の写し等	家庭内で保育できない状況をご記入いただき、添付書類を添えて提出してください。
同居又は長期入院等している親族の介護・看護		・ 申告書（様式 4） ・ 診断書、介護保険被保険者証又は障害者手帳の写し等	家庭内で保育できない状況をご記入いただき、添付書類を添えて提出してください。
就学		・ 申告書（様式 4） ・ 在学証明書又は学生証のコピー ・ 在学時間がわかる書類（時間割等）	4 月から就学予定の場合は、入学許可証のコピーを提出してください。

ご注意ください！

提出書類に不備・不足があり、受付締切日までに書類が揃わない場合は締切日以降の申込と同様の扱いとなります。記載漏れや添付忘れ等がないか、提出前に今一度ご確認ください。

6. 年度途中入園について（5月以降入園希望者）

令和9年の5月以降に、保育園に途中入園を希望（予定）されている方は、入園の予約や約束をするものではありませんが、次年度の人員配置計画等で状況を把握したいので、主旨をご理解のうえ、「途中入園希望者把握カード」を記入し、保育園に提出してください。

・申込み受付期間：10月1日（木）から10月23日（金）まで

・申込み先：入園を希望する園

※ 途中入園は定員等に余裕があれば受け付け可能ですが、予約制は実施しておりません。入園審査の結果、入園できない場合もありますので、ご理解ください。

※ 恐れ入りますが、入園希望日の2ヶ月ほど前になりましたら、保育園の入園状況等について、第1希望園までご確認くださいませようお願いします。

7. 利用者負担額（保育料）・副食費について

＜利用者負担額（保育料）＞※0歳児クラスから2歳児クラスまで

保育料は次の3点により区分されます。

①保護者（父・母）の町民税所得割（4月～8月分は前年度分、9月～3月分は当年度分）の合計額

※ 祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の課税額も含めて算定します。

②お子さまの年齢（当該年度の4月1日時点の年齢）

③保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）

その後、「ひとり親家庭か否か・障害者手帳交付の有無・兄弟の状況等」を踏まえて決定します。本町ホームページに掲載している「利用者負担額表（保育料）」を参考にしてください。



＜副食費＞※3歳児クラスから5歳児クラスまで

令和元年10月から幼児教育・保育が無償化され、保育料は無償となりましたが、給食費については、次のとおり保護者の皆様にご負担いただくことになります。

・副食（おかず）分については、副食費を本町にお支払い

副食費は、保護者（父・母）の町民税所得割（4月～8月分は前年度分、9月～3月分は当年度分）の合計額が一定以上ある方について徴収対象となり、一律4,500円（月額）をご納付いただきます。

※ 祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の課税額も含めて算定します。

※ 町では子育て家庭の支援を充実するため、令和7年7月から3歳以上児の主食（米飯）提供を開始しております。食材料費が高騰するなか、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食提供を行うため、保育園における給食費上昇分及び主食費については、町が支援します。

8. 入園決定後の注意

- (1) 保護者の離婚・再婚等により家庭状況が変わる場合や、就労状況等が変わる場合は、事前にこども未来課へご連絡ください。（利用者負担額（保育料）、副食費が変更となる可能性があります。）
- (2) 本町へ転入予定で入園申込みをされた場合、入園日より前に住民票異動の手続きをしてください。転入が確認できない場合は入園決定を取り消します。
- (3) 入園決定後に住民票を他市町村へ異動した場合は、保育園は退園となります。町外へ転出する方は、事前にこども未来課へご連絡ください。
- (4) 修正申告等により、前年度分又は当年度分の住民税（市町村民税）額が変更となる場合は、手続き後速やかに新たな税額のわかる書類を提出してください。（利用者負担額（保育料）、副食費が変更となる可能性があります。）
- (5) 保育園入園児童の健康と発達状況に関して、関係機関（福井県、敦賀児童相談所、美浜町こども家庭センター、福祉支援センターあいばる、町教育委員会等）と連携し、地域全体で児童の成長を見守る体制作りを目指しておりますので、関係機関への調査依頼や児童名簿等の提供をすることに承諾いただいたうえでお申込みください。

0歳児～2歳児の入園申込みをされる方へ

○各保育園のクラス年齢ごとの受入定員を超えた場合、利用調整となりますが、0歳児、1歳児、2歳児につきましては、受入定員が非常に少ないため、第1から第3希望のいずれの園にも入れない場合や、就労状況などによっては4月に入園可能な園をご紹介できない場合がございます。

そのため、親族の方にお子さまの保育にご協力いただけるよう事前にご相談されたり、育児休業の延長をご検討されたりするなどのご対応をいただきますようお願いいたします。

以上のことをご了承のうえ、お申込みをお願いいたします。

こども未来課：TEL 32-6713

みずうみ保育園：TEL 32-0741

せせらぎ保育園：TEL 32-0167

あおなみ保育園：TEL 38-1316

